

第14期定時株主総会資料

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

計算書類

「個別注記表」

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社坪田ラボ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主に、定率法を採用しております。

ただし、建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15年

工具、器具及び備品 3～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

契約損失引当金は、契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、見積り損失額を計上しています。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 契約一時金

実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、ライセンスを付与した時点で収益を認識しております。なお、一般的に、契約一時金は、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) マイルストーン・ペイメント

実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、事後に収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、当事者間で合意したマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。なお、一般的に、マイルストーン・ペイメントは、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) ロイヤリティ

実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、基礎となる売上が発生した時点で収益を認識しております。なお、一般的に、ロイヤリティは、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(4) コンサルティング

業務委託契約の契約条項に基づき、サービスが提供されるに従い、収益を認識しております。なお、一般的に、コンサルティングは、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

1. 仕掛品の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
仕掛品	185,500

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

仕掛品の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

当該収益性の見積りには、マイルストーンの達成などの将来の未確定事象に係る見積要素が含まれており、パートナー企業における研究開発の進捗状況に大きく依存するものであります。

そのため、翌事業年度において、研究開発結果によりマイルストーンの達成が困難となり共同研究開発が終了した場合には、損失が発生する可能性があります。

2. TLG-001（国内）実施許諾契約に係る契約損失引当金の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
契約損失引当金	25,308

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

TLG-001（国内）実施許諾契約に係る契約損失引当金は、実施許諾契約で定められているマイルストーン達成に必要な見積り総費用が、マイルストーン達成時に得られる収入を超過する額を見積り損失額として算定しています。

契約損失引当金の見積り要素には、マイルストーン達成までに要する期間とその費用が含まれております。マイルストーン達成までに要する期間とは、実施許諾契約で定められている条項を達成するために要する期間であります。当初予見していなかった事象が生じた場合、その期間が延長されます。その結果、翌事業年度において、追加費用の見積りが必要になり、見積りの不確実性は高まります。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
当座貸越極度額	1,000,000
借入実行残高	—
差引額	1,000,000

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	25,639,300	155,000	—	25,794,300

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による新株の発行により155,000株、発行済株式数が増加しております。

2. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 718,400株

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,415千円
仕掛品	190,068 //
契約損失引当金	7,977 //
繰越欠損金	228,667 //
その他	1,897 //
繰延税金資産小計	430,026千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△201,359 //
繰越欠損金分に係る評価性引当額	△228,667 //
評価性引当額小計	△430,026千円
繰延税金資産合計	一千円

(2) 法定実効税率と会計上の実効税率の差異内容

当社における法人税等の調整前当期純利益に対する法人税等の負担割合（会計上の実効税率）と法定実効税率との差異の主な内容は以下のとおりであります。

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.28%
住民税均等割等	△0.12%
評価性引当額の増減	△31.57%
その他	1.23%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.12%

(3) 決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率が30.62%から31.52%に変更されます。

なお、この税率変更による当事業年度末における一時差異等を基礎として再計算した場合の影響額はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については第三者割当増資や金融機関からの借入れにより調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業債権の一部は外貨建て債権であることから、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、通常 1 ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に研究開発費、知財管理及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスク及び金利水準の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は、与信管理規程及び販売管理規程に従い、取引先ごとの入金期日管理を定期的に行うことで、滞留債権発生 of 未然防止に努めております。

② 市場リスクの管理

当社は、資金運用を預金に限定することにより、市場リスクを回避しております。

また当社は、外貨建て営業債権の為替の変動リスクに対して、現状は債権の一部であり影響額が少額のためヘッジ取引はしておりませんが、常に注視し必要となった場合は、先物為替予約等を利用したヘッジ取引を行う予定であります。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。金利変動リスクについては、財務・経理部が金利動向を注視するとともに、研究開発資金についても研究開発期間の管理をすることで金利変動リスクを低減しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（＊３）	69,214	67,280	△1,933
負債計	69,214	67,280	△1,933

- （＊１）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- （＊２）「売掛金、未収消費税等、未払法人税等、買掛金、未払金」についても、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- （＊３）１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 １０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
現金及び預金	969,849	—	—	—
売掛金	14,463	—	—	—
合計	984,312	—	—	—

（注２）長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	22,284	22,284	13,994	8,004	2,648	0
合計	22,284	22,284	13,994	8,004	2,648	0

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
- 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度（2026年3月31日）

科目	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	67,280	—	67,280
負債計	—	67,280	—	67,280

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	33円49銭
1 株当たり当期純損失	△29円58銭

(注) 1 株当たり当期純損失は期中平均株式数に基づき算出しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	近視領域	ドライアイ領域	脳領域	その他	合計
契約一時金	35,133	—	—	—	35,133
マイルストーン	80,000	50,000	—	10,920	140,920
ロイヤリティ	6,465	1,654	—	4,398	12,518
コンサルティング	402	331	—	10,716	11,450
外部顧客への売上高	122,001	51,986	—	26,034	200,022

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	545,979
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	14,463
契約負債（期首残高）	315,498
契約負債（期末残高）	228,305

契約負債は、主に、近視領域の共同研究開発にかかる契約先からの前受額であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、88,000千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	129,305
1年超2年以内	88,000
2年超3年以内	—
3年超	11,000
合計	228,305